

岐阜県埋立て等の規制に関する条例の解説

上段に条例の条文を、下段に条例施行規則の条文を示します。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）
- 第 2 章 埋立て等の基準（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 不適正な埋立て等の禁止等（第 8 条・第 9 条）
- 第 4 章 特定事業の規制（第 10 条－第 27 条）
- 第 5 章 雑則（第 28 条－第 32 条）
- 第 6 章 罰則（第 33 条－第 36 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

（趣旨）

規則第 1 条 この規則は、岐阜県埋立て等の規制に関する条例（平成 18 年岐阜県条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

- 1 本条はこの条例の目的を定めたものである。
- 2 本条例の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることとなる。
- 3 なお、本条例の制定の背景を概括すれば次のとおりである。

平成 13 年 10 月頃から平成 17 年 4 月頃にかけて、県内 16 箇所（岐阜市分を含めると 17 箇所）の埋立て等により約 8.5 万トンのフェロシルトが使用され、土壌環境基準を超える「六価クロム」や「ふっ素」が検出され、県民の生活環境に不安を与え、大きな社会問題となった。

また、岐阜県の所管区域内における産業廃棄物の不適正処理事案の中には、土砂等の埋立て等を装った事案があり、こうした事案は大規模化、巧妙化する傾向にあり、無秩序な埋立て等により周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えている。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止するため、埋立てそのものについて新たな規制を設けるものである。

フェロシルト（商品名）の概要

① 用 途 埋戻材

② 主 成 分 酸化鉄、石膏（硫酸カルシウム）

※酸化チタンの製造で副生した使用済み硫酸を処理することにより得られる。

③ 製造業者 石原産業(株)四日市工場（本社：大阪市）

【解説】

- 1 本条例の目的は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、
 - ① 埋立て等による土壌の汚染
 - ② 埋立て等による災害の発生の 2 点を未然に防止し、県民の生活環境を保全するとともに県民の生活の安全を確保することにある。

したがって、土砂等の埋立て等を禁止する趣旨ではない。
- 2 「生活環境」とは、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 2 条第 3 項にいう「生活環

境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものである。また、「生活環境の保全」には、当然、人の健康の保護も含まれるものである。

3 埋立て等に起因して、埋立て等が自然破壊に繋がる、景観・美観を損ねるといった問題を指摘する声もあるが、そうした問題は自然環境保全法又は都市計画法その他の法令において対処すべき問題であり、本条例の目的とするところではない。

4 土砂等をトラックで運搬する際の交通問題（道路通行上の事故防止、過積載など）は、道路交通法等で対処される問題であり、また、騒音問題は、市町村における事務として適切な対策が望まれるところとなり、本条例が対象とするところではない。

○環境基本法

第2条 1～2（略）

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第21条第1項第1号において同じ。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（定義）

第2条 この条例において「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）をいう。

2 この条例において「土砂等」とは、埋立て等に供される一切の物をいう。

3 この条例において「特定事業」とは、埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときは、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

【趣旨】

本条はこの条例における定義を定めたものである。

【解説】

1 「埋立て等」とは、土地の埋立て、盛土、その他土地への堆積（製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。）を行うことをいう。

① 「埋立て」とは、周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てることをいう。

② 「盛土」とは、周辺地盤面より高くなるように土砂等を盛り、かつ将来にわたってその形状の変更が予定等されていないものをいう。

③ 「堆積」とは、一時的に土砂等を盛り、将来その形状の変更が予定等されているものをいう。

ただし、生産の資材となる原材料の堆積については、一般に極めて短期間と考えられること、土壤汚染のおそれが極めて小さいこと、災害発生について労働安全衛生法で防止措置が講じられていることから、対象としないこととした。

2 次に掲げる行為については、埋立て等に当たらない。

(1) 土砂等による埋立て等を行った後、表面をアスファルトやコンクリートなどを用いて舗装する行為。

(2) 碎石又は再生碎石を使用して下記の構造物を設置する行為。

① 道路舗装及びその他の路盤材料

② 土木構造物の裏込材及び基礎材（例：ブロック積みの裏込め碎石）

③ 建築物の基礎材

(3) 事業の前に確保してあった耕作土（表土）で覆う行為

- (4) 地盤を安定させる目的で使用するセメント及びセメント系固化材の使用については、公共事業、民間事業に関わらず国土交通省からの指針（平成12年3月24日付け建設省技調発第49号、建設省営建発第10号）に基づき適切に使用する行為。生石灰及び石灰系固化材を、地盤を安定させる目的で使用する行為
- 3 「土砂等」とは、埋立て等に従事する一切の物をいう。（第2項）
- (1) 一切の物とは、土砂、岩石、化石等自然物の他、いわゆる埋戻材なども該当するものである。これは、土砂のみを対象とすると、埋戻材などは対象外となるため、一切の物とした。
- (2) 本条例の適用後に土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していたことが明白となった場合は、その時点で廃棄物処理法が適用されることとなる。
- また、本条例の適用前に土砂等に廃棄物が混入し、又は付着していることが明白な場合も、廃棄物処理法が適用されるべきことは言うまでもない。
- 4 「特定事業」とは、埋立て等を行う区域以外の場所において採取又は製造（以下「採取等」という。）が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。（第3項）
- (1) 特定事業を行おうとする者は、特定事業に従事する区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。（第10条）
- これは、一定規模以上の埋立て等については、土量も多く、土壌の汚染や災害の発生による被害も大きいことが予想されるので、特にこれらの事業については、事業の開始から完了までの一連の事業活動について規制することとしたものである。
- (2) 「埋立て等を行う区域」の範囲（特定事業における面積）の考え方として、同一事業者が、同じ事業区域内や隣接地において行う埋立て等は、一体の区域とみなす。既存の構造物（道路、河川、その他法定外公共物）で分断される場合は、それぞれの面積により許可要否を判断する。ただし、既存の構造物を挟み隣接する複数の埋立て等を行う区域（それぞれが3,000m²以上）がある場合は、1申請として取り扱うことができる。また、複数の埋立て等を行う区域（それぞれが3,000m²以上）があり、他法令の許認可により一体の事業として客観的に確認できる場合も、1申請として取り扱うことができる。隣接する場合とは、埋立て地の境界線を道路、水路等の方向に延伸させたときに、面が重なり合う場合、若しくは点や線で接する場合のことをいう。
- 構造物を建てる際、事業区域は3,000平方メートル以上であるが、当該区域以外から搬入する土砂等によって埋立て等が行われる箇所がその一部（3,000平方メートル未満）であり、その箇所が特定されている場合は、特定事業には当たらないこととする。
- ただし、宅地造成その他事業の工程の一部において埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域の場所において「採取された土砂等」を当該事業のために使用するものについては、既存の構造物の有無にかかわらず、当該事業の許認可にかかる区域一体を「埋立て等を行う区域」の範囲とみなす。
- (3) 埋立て等を行う区域内で採取された土砂等のみを用いて、当該区域内で切土、盛土を行う場合は、特定事業には当たらないこととする。これは、「採取された土砂等」を当該区域内で使用するものであるときは、同一区域内における土砂等の移動であり、新たな土壌汚染を生ずるおそれがなく、また、施行管理やおのずと限定される土量の面からも災害発生のおそれが基本的にはないと考えられるためである。
- なお、特定事業に当たるが、許可申請の対象としないものについては、第10条の【解説】2のとおりである。
- 5 「宅地造成その他事業」とは、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可を要する宅地造成等及び同法第30条第1項の規定による許可を要する特定盛土等又は土石の堆積、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を要する開発行為、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた岩石の採取をいう。（第3項）

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 土砂等を運搬する事業を行う者は、埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう努めなければならない。

3 事業者は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者の責務について定めたものである。

【解説】

1 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、

① 埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずる責務

② 県及び市町村が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を課されるものである。

2 第2項は、既に第1条の【趣旨】3で述べたとおり、本県において土砂等の運搬を装った産業廃棄物の不法投棄事案が発生しており、これらの事案において土砂等を運搬する事業を行う者の役割が大きいため、埋立て等による土壌の汚染を招かないよう、土砂等の運搬・監視義務を課したものである。

なお、「埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないよう」の趣旨は、土砂等を運搬する事業を行う者について、例えば土壌試験を行う等により汚染状態の確認を求めるようなものではなく、通常の事業活動を行う場合における可能な限りの確認を求めるものである。具体的には、運搬しようとする土砂等の排出及び保管の状況並びに性状（廃棄物の混入の有無等を含む）等を確認する等を想定している。

(土地所有者等の責務)

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、その所有し、占有し、又は管理する土地において土壌が汚染され、又は災害の発生するおそれがある埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、県への通報その他必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、県及び市町村が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、土地所有者等の責務について定めたものである。

【解説】

1 埋立て等を行う場所の土地所有者に対しては、土壌の汚染や災害の発生を考慮しない安易な土地の提供を行わないよう、自己の所有する土地に関する注意義務を規定したものである。

また、不適正な土砂等の埋立て等が行われる場合、土地所有者等は「善意の第三者」や「被害者」である場合が多いが、一方、それは自らが所有等する土地について十分な管理等がなされていなかったことに起因する場合もあるために規定したものである。

2 「県への通報その他必要な措置」とは、通報のほか、注意、場合によっては事業者への土地の貸与の中止などを想定している。

(県の責務)

第5条 県は、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策を推進しなければならない。

2 県は、市町村と連携して、埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制を整備するよう努めるものとする。

3 県は、市町村が実施する埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策が十分に行われるように技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県の責務について定めたものである。

【解説】

1 本条例の目的に従い、県が「土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な施策」を実施することを前提に、さらに「不適正な土砂等の埋立て等の防止に関する施策」を推進する責務を有することを明らかにしたものである。

「不適正な土砂等の埋立て等の防止に関する施策」としては、まずもって本条例の制定及びその適正な運用があるが、さらには不適正な埋立て等の防止に関する事業者への普及啓発、関係機関との連携が考えられるところである。

2 第2項は、不適正な埋立て等が行われないように監視する体制の整備について規定した。「監視する体制」とは、定期的なパトロールの実施、地域住民等からの情報収集などが考えられる。

なお、「市町村と連携して」と規定したのは、第8条の【解説】において後述するとおり、本条例においては、埋立て等の規模を問わず、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止する等の規制を設けていることから、地域の実情に応じたきめ細かい体制の整備が不可欠であり、市町村との連携が重要と考えるためである。

第2章 埋立て等の基準

（環境基準）

第6条 埋立て等に使される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき基準（以下「環境基準」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境に関する基準に準じて、規則で定める。

（環境基準）

規則第2条 条例第6条の環境基準は、別表第一項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

- 2 前項の環境基準への適合の状況については、別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判定するものとする。

【趣旨】

本条は、埋立て等に使される土砂等の環境基準について定めたものである。

【解説】

環境基本法第16条は「政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする」旨規定しており、この規定に基づき「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）が告示されており、本条例の目的を考慮し、埋立て等に使される土砂等の具体的な環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定による土壌汚染に係る環境基準に準じて、規則別表第一で定めている。

（構造基準）

第7条 特定事業区域（特定事業を行う区域をいう。以下同じ。）の構造が災害の発生を防止するために満たすべき基準（以下「構造基準」という。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第1項及び第31条第1項に規定する基準に準じて、規則で定める。

（構造基準）

規則第3条 条例第7条の構造基準は、別表第二に定めるとおりとする。

【趣旨】

本条は、特定事業区域の構造について構造の基準を定めたものである。

【解説】

- 1 一定規模以上の埋立て等については、土量も多く崩落等による災害発生の被害も大きいことが予想されるので、構造上の基準を規則で定めることとしたものである。この基準は、特定事業の完了、廃止、許可の取消し時、また、一部項目を除き、施行中、休止中に適用される。

なお、規則で定める構造上の基準は、必要かつ合理的な基準で宅地造成及び特定盛土等規制法施行令に準じることとしており、災害の発生の防止に関しては万全を期した基準と考えている。（別表第二）

第3章 不適正な埋立て等の禁止等

(環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)

第8条 何人も、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならない。ただし、次に掲げる埋立て等については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるもの
 - 二 公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるもの
 - 三 法令又は条例の規定に基づく許可等の処分その他の行為に係る埋立て等であって規則で定めるもの
- 2 知事は、埋立て等（前項ただし書に該当するものを除く。次項において同じ。）に環境基準に適合しない土砂等が供されているおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行っている者に対し、直ちに当該埋立て等を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したときは、速やかに、当該土砂等及び当該埋立て等が行われた場所の土壤に係る情報を公表するとともに、当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等に供された土砂等（当該土砂等により環境基準に適合しないこととなった土壤を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係る適用除外)

規則第4条 条例第8条第1項第一号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかの措置が講じられているものとする。

- 一 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第40条に規定する方法により実施する同規則第36条第1項に規定する措置。ただし、同規則別表第六の一の項中欄中「地下水の水質の測定を行うこと（以下「地下水の水質の測定」という。）」とあるのは「地下水の水質の測定及び雨水、地下水その他の水の浸入防止措置を講ずること（以下「地下水の水質の測定等」という。）」と、同規則第四十条第一項及び別表第八の一の項上欄中「地下水の水質の測定」とあるのは「地下水の水質の測定等」と、同規則別表第八の一の項下欄第一号イ中「当初一年は四回以上、二年目から十年目までは一年に一回以上、十一年目以降は二年に一回以上」とあるのは「雨水、地下水その他の水の浸入防止措置完了後、一年に四回以上」と、「環境大臣が定める方法により測定する」とあるのは「環境大臣が定める方法により測定し、地下水汚染が生じていない状態が二年間継続することを確認する」と、同号ロ中「イの測定の結果を都道府県知事に報告する」とあるのは「環境基準に適合しない土砂等に雨水、地下水その他の水が浸入しない措置をとる」と読み替えるものとし、同号ハの規定は、適用しない。
 - 二 前号に掲げる措置に準ずるものとして知事が認める措置
- 2 条例第8条第1項第二号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 独立行政法人
 - 二 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
 - 三 地方独立行政法人
 - 四 日本下水道事業団
 - 五 中日本高速道路株式会社
 - 六 地方住宅供給公社
 - 七 地方道路公社
 - 八 土地開発公社
 - 九 土地改良区及び土地改良区連合
 - 十 土地区画整理組合
 - 十一 市街地再開発組合
 - 十二 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の業務遂行能力があるもの
 - 十三 道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備（国又は県から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。）を行おうとする者

3 条例第8条第1項第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号）第21条第1項若しくは第2項の規定による届出をした小規模産業廃棄物処理施設において行う埋立て等
- 二 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山において行う埋立て等
- 三 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で同法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置として行う埋立て等、同法第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は同法第22条第1項の許可（同法第27条の5の規定により同法第22条第1項の許可があったものとみなされるものを含む。）を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等

【趣旨】

本条は、環境基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止並びに埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときの措置命令及び埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときの措置命令について定めたものである。

本条第1項ただし書は、そもそも条例は民間事業者による土砂等の埋立て等を規制の対象とし、国等による公共施設、公益的施設等の工事としての埋立て等や他法令の執行として行われる埋立て等を規制の対象としていなかったが、それらを条例に明記したものである。

【解説】

1 本条は、本条例の根幹となる規定であり、埋立て等の規模を問わず適用されるものである。

2 環境基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止した。ただし、第1号から第3号にその適用除外となる埋立て等を規定した。（第1項）

(1) 国又は地方公共団体が行う埋立て等であって、土壌汚染対策法施行規則第40条に規定する方法により実施する同規則第36条第1項に規定する措置が講じられているもの、またはこれに準ずるものとして知事が認める措置が講じられているものは適用除外とする。これは、国及び地方公共団体が埋立て等を行う場合には、埋立て等をする土砂等による土壌汚染の防止について規則で定める措置がされていることを前提に適用除外としたものである。（第1項第1号）

規則第4条第1項第1号で読み替え後の土壌汚染対策法施行規則別表第六の「土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じていない土地」における措置は以下のとおりである。（規則第4条第1項第1号）

・当該土地において地下水の水質の測定及び雨水、地下水その他の水の浸入防止措置を講ずること。

○規則第4条第1号で読み替え後の土壌汚染対策法施行規則別表第八の「汚染の除去等の措置の実施の方法」

イ 当該土地において土壌汚染に起因する地下水汚染の状況を的確に把握できると認められる地点に観測井を設け、雨水、地下水その他の水の浸入防止措置完了後、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、土壌汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件」（平成15年3月6日環境省告示第17号）により測定し、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認すること。

ロ 環境基準に適合しない土砂等に雨水、地下水その他の水が浸入しない措置をとること。

規則第4条第1項第2号の「前号に掲げる措置に準ずるものとして知事が認める措置」

とは、「環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱（以下「要綱」という。）」第4条に規定される措置である。これは、国土交通省において「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（2023年版）」を定め、埋立て等をする土砂等による土壌汚染の防止を図ることとされており、その内容は同項第1号の措置と同等の土壌汚染防止効果があると認められるため、これに規定される汚染防止措置についても、国又は地方公共団体が環境基準に適合しない土砂等を埋め立てる際の措置として執りうることを示したものである。

なお、国又は地方公共団体が要綱第4条に定める措置を講じた上で環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行う場合は、要綱第3条により、知事に協議を行うこととした。

- (2) また「公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるもの」を適用除外とする。

これは、公共施設、公益的施設等の工事を行う主体は国又は地方公共団体に限られていないことから、公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが埋立て等を行う場合についても、本項の適用除外としたものである。

これら公共的団体等が要綱第5条に定める措置を講じた上で環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行う場合は、要綱第3条により、知事に協議を行うこととした。（第1項第2号）

○環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱

第4条 規則第4条第1項第2号に定める措置とは、次の各号をいう。

- 一 国土交通省マニュアルに定める土壌等の汚染拡大防止措置
- 二 前号に準ずる土壌の拡大汚染を防止する効果を有するものとして前条の協議を受けて知事が認める措置

第5条 条例第8条第1項第2号の生活環境の保全上必要な措置とは、次の各号をいう。

- 一 規則第4条第1項第1号に定められた措置
- 二 前条で定める措置

- (3) 「法令又は条例の規定に基づく許可等の処分その他の行為に係る埋立て等」を、規則第4条第3項で定め、本項の適用除外とした。

これは、他法令の執行として行われる土砂等の埋立て等について、本条例の規制範囲との整理をしたものである。（第1項第3号）

- 3 埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときの措置命令の内容は、「当該埋立て等の停止」又は「現状を保全するために必要な措置をとるべきこと」とし、比較的初期段階での対応を意図したものである。（第2項）

- 4 「現状を保全するために必要な措置」（第2項）とは、現状を触らないことを前提にしているが、そのまま放置した場合、土壌汚染や災害発生の危険があり、必要な措置をした上での停止という趣旨である。

「供されている」（第2項及び第3項）とは、既に埋立て等に使用されているという趣旨である。

- 5 埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときの措置命令の内容は「当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部の撤去」又は「当該土地の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置」をとるべきこととした。（第3項）

- 6 「速やかに、当該土砂等及び当該埋立て等が行われた場所の土壌に係る情報を公表」とは、別紙『「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」における公表の取扱いについて』に従って行うものとする。

- 7 「土壌の汚染を防止するために必要な措置」とは、例えば、埋立て等の停止、封じ込め等の措置を想定している。

- 8 平成21年の土壌汚染対策法の改正により、自然的原因により有害物質が含まれて汚染

された土壌（土砂）が同法の対象とされたことから、過失により当該土砂等の埋立て等をした場合の本条第3項の措置命令の内容は、当該埋立て等が同法の適用を受ける場合については同法に基づいて命じられる措置とし、同法の適用を受けない場合については同法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める措置に準じて定める内容とする。

ただし、自然的原因により有害物質が含まれて汚染された土砂等の埋立て等を故意に実施した場合の本条第3項の措置命令の内容は、5と同様とする。

（埋立て等による崩落等の防止措置）

第9条 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、埋立て等を行う者は、埋立て等に使用した土砂等が崩落、飛散又は流出（以下「崩落等」という。）しないように必要な措置を講じなければならない旨を定めたものである。

【解説】

埋立て等を行う者は、埋立て等に使用した土砂等が崩落等しないようにしなければならないが、これは、埋立て等の規模にかかわらず適用されるものである。

第4章 特定事業の規制

(特定事業の許可)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業区域ごとに、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、特定事業が次に掲げる埋立て等である場合にあっては、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等
- 二 採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令及び条例（以下「法令等」という。）に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許認可等に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該許認可等に係る場所において行う埋立て等
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める埋立て等

(特定事業の許可の適用除外)

規則第5条 条例第10条第一号の規則で定めるものは、前条第2項各号に掲げるものとする。

2 条例第10条第三号の規則で定める埋立て等は、次に掲げるものとする。

- 一 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- 二 植樹の用に供する目的で行う事業
- 三 運動場、駐車場その他本来の機能を維持する目的で行う事業
- 四 製品の販売を目的として行う事業
- 五 廃棄物処理法に基づく行政処分（行政指導を含む。）を受けて行う事業
- 六 前条第3項各号に掲げる埋立て等

【趣旨】

本条は、特定事業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない旨を定めたものである。

【解説】

1 3,000平方メートル以上の埋立て等については、土量も多く、土壌の汚染や災害の発生による被害も大きいことが予想されるので、特に、これらについては、許可制とし、事業の開始から完了までの一連の事業活動について規制するものである。

2 許可制の適用を除外する特定事業は次のとおりである。

(1) 国、地方公共団体又は公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う事業（第1号）

これは、国、地方公共団体等が行う事業（以下、「公共事業」という。）においては、発注者が責任をもって事業を管理し、土壌の汚染や災害の発生につながるような無秩序な土砂等の埋立て等は行われないとみなされるためである。

埋立て等を公共事業に含めるか否かは、埋立て等を行う主体が誰であるかによって判断する。具体的には、事業の発注者となる公共的団体が仕様書・指示書において、処分地等を指示し、埋立てまでの施行管理が一連の行為と考えられる場合は、公共事業と考える。

ただし、埋立て等を行う箇所が、特定事業として許可を要する場所（例えば、他法による許認可を受けて事業を行っている者がいる場所）の場合は、採取元証明書など必要な書類を、当該許可を受けている事業者に提出することが必要となる。

また、「公共的団体及びこれに類する者」を、規則第4条第2項の各号に定めた。

(2) 採石法、砂利採取法その他の法令及び条例に基づき許認可等がなされた採取場において採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等の堆積を行う事業（第2号）

（当該許認可等に係る場所において、一時的に埋立て等を行う事業）

これは、主として許認可採取場から購入した製品としての土砂等を、いわゆるストックヤードとして販売目的のために一時的に堆積する場合を想定している。

また、埋立て等の区域から移動して、別の場所（自己の所有地、又は賃貸借契約等を

交わし当該土地の使用権限がある場所に限る）で販売を目的に一時的に土砂等の堆積を行う場合も同様の扱いとする。

これら販売目的の土砂等は、骨材等の製品としての品質管理がなされ、環境基準に適合しない可能性が低いこと、また、埋立て等の行為も、販売事業の一環であり災害防止の措置が図られていると考えられるためである。

(3) 第3号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- ① 非常災害のために必要な応急措置として行う事業
- ② 植樹の用に供する目的で行う事業
 - ・植樹のために樹木と一緒に搬入する土砂
- ③ 運動場、駐車場その他本来の機能を維持する目的で行う事業
 - ・運動場に砂をまく行為、駐車場に砕石で舗装する行為など
- ④ 製品の販売を目的として行う事業
 - ・販売前の製品を堆積する行為
- ⑤ 廃棄物処理法に基づく行政処分（行政指導を含む。）を受けて行う事業
- ⑥ 廃棄物処理法第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第9条の3第1項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設、廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成11年岐阜県条例第10号）第21条第1項若しくは第2項の規定による届出をした小規模産業廃棄物処理施設において行う埋立て等
- ⑦ 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項に規定する鉱山において行う埋立て等
- ⑧ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項若しくは第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で同法第6条第1項に規定する汚染の除去等の措置として行う埋立て等、同法第16条第1項に規定する汚染土壌を同法第17条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等

(許可の申請)

第 11 条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定事業区域の位置及び面積
- 三 特定事業の施行を管理する事務所の所在地
- 四 特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- 五 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名
- 六 特定事業の施行期間
- 七 特定事業に供される土砂等の量
- 八 特定事業に供される土砂等の搬入計画
- 九 特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出（以下「崩落等」という。）による災害の発生を防止するために講ずる措置
- 十 特定事業が施行されている間において、特定事業に供される土砂等の堆積量が最大となる時（以下「最大堆積時」という。）における特定事業区域の構造（当該堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。）
- 十一 特定事業の完了時における特定事業区域の構造
- 十二 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の申請)

規則第 6 条 条例第 11 条の申請書は、特定事業許可申請書（別記第 2 号様式）とする。

2 条例第 11 条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
- 二 特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の位置図及び付近の見取図
- 三 特定事業場の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の構造及び土砂等の最大堆積時における構造（当該土砂等の堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。）が確認できるものに限る。）
- 四 特定事業場の土地の登記事項証明書（申請者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
- 五 特定事業区域の面積を実測した求積図及び求積表
- 六 特定事業の施行の現場を管理する者であることを証する書面
- 七 特定事業に供される土砂等の予定容量の計算書
- 八 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
- 九 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図
- 十 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- 十一 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 十二 特定事業が別表第四に掲げる行為に該当しない場合であって、他の法令等の許認可を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- 十三 その他知事が必要と認める書類

【趣旨】

本条は、許可申請の手続きについて定めたものである。

【解説】

- 1 本条では、許可申請書の必要記載事項を定め、当該事項を確認する書類を添付しなければならないこととした。
- 2 第 1 項で定める書類は、規則の第 2 項に掲げるものとする。
- 3 「特定事業区域」とは、「特定事業場」より狭い概念であり、実際に埋立て等を行う区

域とする。

なお、「特定事業場」とは、「特定事業区域」と「特定事業に供する施設」を併せたものである。

- 4 「特定事業に供する施設」とは、具体的には、搬入路、保安地帯、現場事務所など、埋立て等を行わない施設を想定している。
- 5 面積は実測により測量し、実測図（求積図及び求積表）を添付すること。
- 6 「現場を管理する者」とは、特定事業の施行の現場を常時適正に管理し得る限り、特定事業の現場に常時居ることまで拘束する趣旨ではない。
- 7 特定事業を申請する者については、工事発注者、施工業者、地権者などによる申請が想定されるが、申請書の内容からも推測されたとおり、適切な管理を行うにはそれなりの体制を整えられる者が行うべきと考える。

また、特定事業は、埋立て等の行為の継続的行為に関する主体性をもった事業と位置付けている。「特定事業を行う者」とは、継続性を持った埋立て等の行為を施行・管理する者であり、主体的及び包括的な支配力を持つ者が申請することとなるため、特定事業の申請はおのずと事業の施行者が行うものとする。（開発行為等他法令等に基づく申請がある場合、施行中の責任の所在を明確にするため、開発行為等他法令に基づく申請者が基本的には申請をすることになる。）

- 8 第7号の特定事業に供される土砂等の量は、後に搬出されるか否かに係らず、特定事業区域に搬入される土砂等の延べ量を指す。
- 9 第10号で最大堆積時における特定事業区域の構造に関する書類を添付することとしたのは、特定事業区域において土砂等の持ち出しを伴う場合に、一時的に完了時における堆積量を超えることがあるので、最大堆積時においても災害の発生防止措置等が図られていることを確認するためである。

(許可の基準)

第12条 知事は、第10条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該許可をしてはならない。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条又は第26条の規定による命令を受け、必要な措置を完了していない者

ロ 第25条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る岐阜県行政手続条例（平成7年岐阜県条例第36号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

ハ 第25条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

ニ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 個人で規則で定める使用人のうちにイからニまでのいずれかに該当する者のあるもの

二 特定事業の施行を適切に管理するために必要な体制が整えられていると認められること。

三 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。

四 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

五 特定事業の完了時及び最大堆積時における特定事業区域の構造が構造基準に適合するものであること。

2 特定事業の施行が、他の法令等に基づく許認可等を要するものであって、当該他の法令等により土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合は、前項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

(条例第12条第1項第1号ホ及びヘの規則で定める使用人)

規則第7条 条例第12条第1項第1号ホ及びヘに規定する規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所

二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

規則第8条 削除

(構造上の基準に係る適用除外)

規則第9条 条例第12条第2項の規則で定めるものは、別表第四に掲げる行為とする。

【趣旨】

本条は、許可の基準について定めたものである。

【解説】

1 第1項第1号は、欠格要件（許可を受けられない者）について定めている。

(1) 第1項第1号イからハの規定は、廃棄物処理法、使用済自動車の再資源化等に関する

法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）及び他の都道府県の条例等に準じ、定めたものである。

なお、ロは、許可の取消しに係るものであり、欠格要件の継続期間をどう設定するかを定めたものである。継続期間については、廃棄物処理法等及び他県条例との均衡を勘案し、3年としたものである。

- (2) 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（第1項第1号ニ）

これは、イ～ハ以外のあらかじめ想定し難い場合にも対応できるよう設けた規定である。「相当の理由」については個別に判断する必要があると考えられ、例えば、廃棄物処理法等の規定に違反した者等が想定されるが、均衡を失することのないよう具体的事案に応じて慎重に判断するものとする。

- 2 特定事業の施行を適切に管理するために必要な体制が整えられていると認められること。（第1項第2号）

これは、土壌の汚染や災害の発生につながるような無秩序な土砂等の埋立て等を規制する趣旨から、事業の施行管理の責任の所在をあらかじめ明確にしておく必要があること、及び緊急に対応を要する事態が生じた場合に迅速に対応できる体制をあらかじめ確保しておく必要があることから、許可の基準としたものである。

- 3 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。（第1項第3号）

これは、他の法令等で規定する内容に反している場合は、許可すべきではないとしたものである。具体的には、埋立て等に供される物が廃棄物であった場合に、許可をしないこと等を想定している。

- 4 特定事業が施行されている間において、当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。（第1項第4号）

これは、特定事業の性質から、その完了後はもとより、施行中においても災害の発生のおそれがあると考えられるので、それを防止するために必要な措置が図られていることを許可を行う際の基準としたものである。

- 5 特定事業の完了時及び最大堆積時における特定事業区域の構造が構造基準（規則別表第二）に適合するものであること。（第1項第5号）

これは、一定規模以上の土砂等の埋立て等については、土量も多く、土壌汚染や災害発生による被害も大きいことが予想されるので、構造基準に適合することを許可を行う際の基準としたものである。

- 6 「特定事業に供する施設」については、第11条の【解説】3及び4を参照されたい。

- 7 特定事業の施行が、他の法令等に基づく許認可等を要するものであって、当該他の法令等により土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合は、第1項第4号及び第5号の規定は、適用しない。（第2項）

これは、それぞれの法令等により審査が行われる事項については、本条例による審査との重複を避け、それぞれの法令等による審査に委ねる趣旨である。

なお、各種法令等は規則別表第四で定めている。

(変更の許可等)

第13条 第10条の許可を受けた者は、第11条第二号、第六号及び第九号から第十一号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条又は第26条の規定による命令に従って当該変更をしようとする場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容及びその理由

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

4 第10条の許可を受けた者は、第11条第一号、第三号から第五号まで、第七号、第八号及び第十二号に掲げる事項の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(変更の許可の申請等)

規則第10条 条例第13条第2項の申請書は、特定事業変更許可申請書（別記第4号様式）とする。

2 条例第13条第2項の規則で定める書類は、第6条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものとする。

3 条例第13条第4項の規定による届出は、遅滞なく、特定事業軽微変更届（別記第5号様式）を提出して行わなければならない。

【趣旨】

本条は、変更の許可及び軽微な変更の届出について定めたものである。

【解説】

1 第10条の許可を受けた特定事業について、以下の事項を変更する場合は知事に変更の許可を受けなければならないこととする。（第1項）

- ・ 特定事業区域の位置及び面積（第11条第2号）
- ・ 特定事業の施行期間（第11条第6号）
- ・ 特定事業が施行されている間において、特定事業に供された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置（第11条第9号）
- ・ 特定事業が施行されている間において、特定事業に供される土砂等の堆積量が最大となる時における特定事業区域の構造（当該堆積量が特定事業の完了時における堆積量を超える場合に限る。）（第11条第10号）
- ・ 特定事業の完了時における特定事業区域の構造（第11条第11号）

以上の事項以外について変更する場合は、特定事業軽微変更届を提出しなければならない。（第4項）

なお、本条第1項ただし書きの規定は、第10条の許可を受けた特定事業について、条例第8条第2項（埋立て等の停止等）、若しくは同条第3項（土壌の汚染を防止するために必要な措置等）、第21条（緊急時の措置命令）、第22条（無許可業者に対する措置命令等）又は第26条（完了等に伴う義務違反に対する措置命令）の規定に基づく命令により、上記に列举した事項（本条第1項本文で変更許可の対象とされた事項）について変更する場合については、変更の許可を要しないとしたものである。

2 第2項で定める書類は、規則第6条第2項に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

(許可の条件)

第 14 条 第 10 条の許可（前条第 1 項の許可を含む。以下この章（次条を除く。）において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

【趣旨】

本条は、許可の条件について定めたものである。

【解説】

- 1 許可申請の審査の結果、許可を行う事項の確実な実施を図り、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要があるときは、許可に条件を付することができることとしたものである。
- 2 特定事業には様々な態様が予想され、許可の基準（第 12 条）であらかじめ規定しきれない事項もあると考えられることから、特定事業個々のケースに合わせて対応できるよう許可に条件を付することができるようにしたものである。
- 3 具体的には、土砂等の搬入道路や搬入車両の通行制限時間帯の設定等が考えられる。

(特定事業の着手の届出)

第 15 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定事業の着手の届出)

規則第 11 条 条例第 15 条の規定による届出は、特定事業に着手した日から起算して 10 日以内に、特定事業着手届（別記第 6 号様式）を提出して行わなければならない。

【趣旨】

本条は、特定事業の着手の届出について定めたものである。

【解説】

- 1 特定事業の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に着手したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないこととしたものである。
- 2 着手の届出の時期については、着手した日から起算して 10 日以内とする。

(土砂等の搬入の届出)

第16条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取等が行われた場所（以下「採取場所」という。）ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所において採取等が行われたものであることを証するために必要な書面で規則で定めるもの（以下「採取元証明書」という。）を添付して知事に届け出なければならない。

2 前項の場合において、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していた物（以下「製造物等」という。）を含むときは、当該土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書類で規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、土壤の汚染のおそれがないと知事が認めた場合は、この限りでない。

(土砂等の搬入の届出)

規則第12条 条例第16条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第7号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第16条第1項の採取元証明書は、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取元証明書（別記第8号様式）とする。

3 条例第16条第2項の当該土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書類で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（別記第9号様式）及び土壤分析（濃度）結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けた者が発行したものに限る。以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る土壤分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の土壤分析は、それぞれ別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、同表測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

【趣旨】

本条は、土砂等の搬入の届出について定めたものである。

【解説】

1 環境基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を、搬入する前に防止するため規定したものである。

2 特定事業の許可を受けた者は、特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより「採取元証明書」を知事に届け出なければならないこととした。（条例第1項）

また、搬入しようとする土砂等に、製造物等を含むときは、「土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書類（検査資料採取調書及び土壤分析結果証明書）」を添付して知事に届け出なければならないこととした。（条例第2項）

3 採取元証明書とは、どこの場所の土砂等であるかを明らかにするもので、当該土砂等の採取場所の責任者が発行することとした。（規則第2項）

4 当該土砂等が環境基準に適合していることを証するために必要な書面は、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書及び土壤分析（濃度）結果証明書（計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による登録を受けた者が発行したものに限る。以下同じ。）とする。（規則第3項）

5 「製造された物」とは、原材料に手を加えて新たな物品を作り出された物で、埋戻材や補強剤などを想定している。

「加工された物」とは、動産を材料としてこれに工作を加え、その本質は保持させつつ新しい属性を付加し、価値を加えた物で、改良土などを想定している。

単なる、洗浄、切断、乾燥などは基本的には製造物等に当たらないと考える。

6 土砂等に製造物等の含有の有無を判断するのは、土砂等の発生源とする。その上で、特定事業の許可を受けた者は、その土砂等を受け入れるかどうか判断するものとする。

また、国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下、「公共団体」という。）が発注する事業については、事前に製造物等を含むことが把握（予想）されていれば、そ

の判断は公共団体で行う。事前に把握されていない場合は、請負業者において確認するものとする。請負業者において、製造物等が含まれていることを発見されたり、または疑いがある場合は、発注者に報告し土壌分析を行うこととする。

- 7 土砂等の搬入の届出は、採取場所ごとに土砂等の量が5,000立方メートル毎に行うこととする。（規則第1項）

5,000立方メートルの土砂等について、土砂等の搬入の届出に土砂等の搬入年月日を確定的に記載するのは困難と考えられることから、届出には土砂等の搬入期間（○年○月○日～○年○月○日）を記載するよう、規則で様式（第7号様式）を定めている。

- 8 土壌分析（濃度）結果証明書については、これを添付するためには検査料を負担する必要があることから、過重な負担を課することを避けるため、別表第一に掲げる全ての項目について土壌分析（濃度）検査を行い環境基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けており、改めて土質の確認をする必要性が乏しいと考えられるものについては、書面の添付を省略することができることとした。

なお、均衡を失することのないよう具体的事案に応じて慎重に判断する。

- 9 次に掲げる場合については、本条第2項の「土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合」に該当するものとする。

・砂利の洗浄、沈殿をさせる場合に凝集剤若しくはpH調整剤を使用した場合であって、使用した凝集剤若しくはpH調整剤が土壌の環境基準を満たすことが予め判明している場合

砂利の洗浄、沈殿をした際に凝集剤若しくはpH調整剤を使用した場合であるときは、土砂等採取元証明書（第8号様式）の発生土砂等の土壌分析結果欄にその名称を記載することとする。

- 10 第15条の規定による特定事業の着手の届出が1回限りのものであるのに対し、本条の規定による土砂等の搬入の届出は採取場所ごと、かつ、5,000立方メートル行わなければならない、複数回におよぶ可能性がある。

（環境基準に適合しない土砂等の報告）

第17条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、知事にその旨を報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、環境基準に適合しない土砂等の報告について定めたものである。

【解説】

特定事業の許可を受けた者は、特定事業区域の土壌中に環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を報告しなければならないこととしたものである。

(帳簿への記載)

第18条 第10条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に供した土砂等の採取場所、搬入の日付及び数量その他の事項を帳簿に記載しなければならない。

(帳簿への記載)

規則第13条 条例第18条の規定による帳簿の記載は、土砂等の採取場所ごとに作成した埋立て等施行管理台帳(別記第10号様式)に、その搬入の日付ごとに行わなければならない。

2 前項の場合において、搬入した土砂等を搬出するときは、同項の埋立て等施行管理台帳と併せて、埋立て等施行管理台帳(搬出用)(別記第10号様式の2)に、その搬出の日付ごとに帳簿への記載を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、帳簿への記載について定めたものである。

【解説】

- 1 特定事業の許可を受けた者は、埋立て等に使用した土砂等の動きについて、特定事業の開始から完了まで管理することを定めた規定である。
- 2 「埋立て等施行管理台帳」(別記第10号様式)には、搬入日ごと、かつ、土砂の採取場所ごとに「搬入した土砂の累計(m^3)」「土砂等の1日当たりの搬入量(m^3)」を記載すべきものとした。
また、搬入した土砂等を搬出するときは、「埋立て等施行管理台帳(搬出用)」(別記様式第10号の2)に、その搬出の日付ごとに「搬出した土砂の累計(m^3)」「土砂等の1日当たりの搬出量(m^3)」「土砂等の搬出先」を帳簿に記載しなければならない。
- 3 本条の規定による帳簿は、不適正な埋立て等が行われないう、許可を受けた者が帳簿への記載を通じて自ら管理することに加え、第19条(関係書類等の閲覧)の規定による公衆の閲覧、第29条(立入検査)の規定による立入検査といった外部からの監視にも活用される。
- 4 本条違反については、第25条(許可の取消し等)第1項第6号において許可の取消し等事由としており、さらに、第33条第1項において第25条第1項の規定による許可取消し等命令に違反した者については1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとしている。

(関係書類等の閲覧)

第19条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び前条の帳簿を公衆の閲覧に供しなければならない。

【趣旨】

本条は、関係書類等の閲覧について定めたものである。

【解説】

特定事業の許可を受けた者は、特定事業の施行を管理する事務所において、特定事業が施行されている間、特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し並びに第18条に規定する帳簿(埋立て等施行管理台帳)を公衆の閲覧に供しなければならないこととしたものである。

(標識の掲示等)

第20条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域又は特定事業に供する施設の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の区域との境界にその境界を明らかにする表示をしなければならない。

(標識)

規則第14条 条例第20条第1項に規定する標識の様式は、埋立て等に関する標識(別記第11号様式)とする。

2 条例第20条第1項に規定する標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定事業の許可年月日及び許可番号
- 二 特定事業の目的
- 三 特定事業場の所在地
- 四 特定事業を行う者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先
- 五 特定事業の許可期間
- 六 特定事業場及び特定事業区域の面積
- 七 特定事業に供される土砂等の搬入予定量
- 八 特定事業の施行の現場を管理する者の氏名
- 九 特定事業場及び特定事業区域の見取図

【趣旨】

本条は、標識の掲示等について定めたものである。

【解説】

- 1 特定事業の許可を受けた者による、特定事業に関する公衆への情報の提供を義務付け、その信頼性を高めるとともに、特定事業に対する行政や住民による監視を容易にするためのものである。
- 2 特定事業の許可を受けた者は、特定事業場の公衆の見やすい場所に、特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場を管理する者の氏名その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。(第1項)
- 3 特定事業の許可を受けた者は、特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならないこととした。(第2項)具体的には、境界杭やロープによる表示を想定している。

(緊急時の措置命令)

第21条 知事は、第10条の許可を受けた者に対し、当該許可に係る特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を停止し、又は当該特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、措置命令について定めたものである。

【解説】

知事は、特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定事業の許可を受けた者に対し、特定事業を停止し、又は特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。具体的には、風水害や地震などにより、崩落や流出の危険がある場合を想定している。

なお、特定事業による土壌の汚染のおそれがあると認められたとき又は土壌の汚染が確認されたときは、第8条（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）第2項又は第3項の規定による措置命令により対応するものである。

(無許可事業者に対する撤去命令等)

第22条 知事は、第10条又は第13条第1項の許可を受けないで特定事業を行った者に対し、当該特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、無許可事業者に対する措置命令について定めたものである。

【解説】

知事は、特定事業の許可又は変更の許可を受けないで特定事業を行った者に対し、特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。

なお、土壌の汚染のおそれがあると認められたとき又は土壌の汚染が確認されたときは、第8条（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）第2項又は第3項の規定による措置命令により対応するものである。

（特定事業の完了等）

第23条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、当該特定事業を休止した場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合（休止した場合を除く。）において、当該特定事業が製造物等を含む土砂等を供したものであるときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定事業が構造基準（前項の規定による届出があった場合にあっては、環境基準及び構造基準）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定により構造基準に適合していない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

（特定事業の完了等に係る届出）

規則第15条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定事業完了届（別記第12号様式）、特定事業一部完了届（別記第12号様式の2）又は特定事業廃止（休止）届（別記第13号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第23条第2項の規定による土壌検査は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

一 土壌検査は、特定事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

二 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる二直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。

三 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。

四 土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第一項目の欄に掲げる項目ごとに、同表測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

3 特定事業区域に搬入した土砂等が全て搬出されたとき、及び条例第16条第2項ただし書の規定により土壌の汚染のおそれがないと知事が認めたときは、条例第23条第2項の土壌検査を省略することができる。

4 条例第23条第2項の規定による届出は、知事が指定する日までに、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

二 第2項の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第9号様式）及び土壌分析（濃度）結果証明書

【趣旨】

本条は、特定事業の完了等について定めたものである。

【解説】

1 特定事業の許可を受けた者は、特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。（第1項）

特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び特定事業区域が第10条の許可の内容に適合しているかどうかの早期の確認が重要であることから、遅滞なく届出なければならないこととしたものである。

また、「廃止し、又は休止したとき」とは、主観的要件（廃止又は休止の意思）を具備したときである。長期間にわたる休止が実質的な廃止に結びつくおそれがあることから、休止する期間が2か月以上の休止についてのみ廃止と同様に届出義務を課すものである。（休止した場合に、事業期間が変更されれば、当然変更申請も必要である。）

当初の予定において、この期間は事業を行わない（例えば12月から3月まで）ということが明らかな場合（事業概要等で明示）は、休止の届けの提出は要しないこととする。

なお、完了届、一部完了届、廃止届、休止届の区分を簡易に分類すると、下表のとおりとなる。

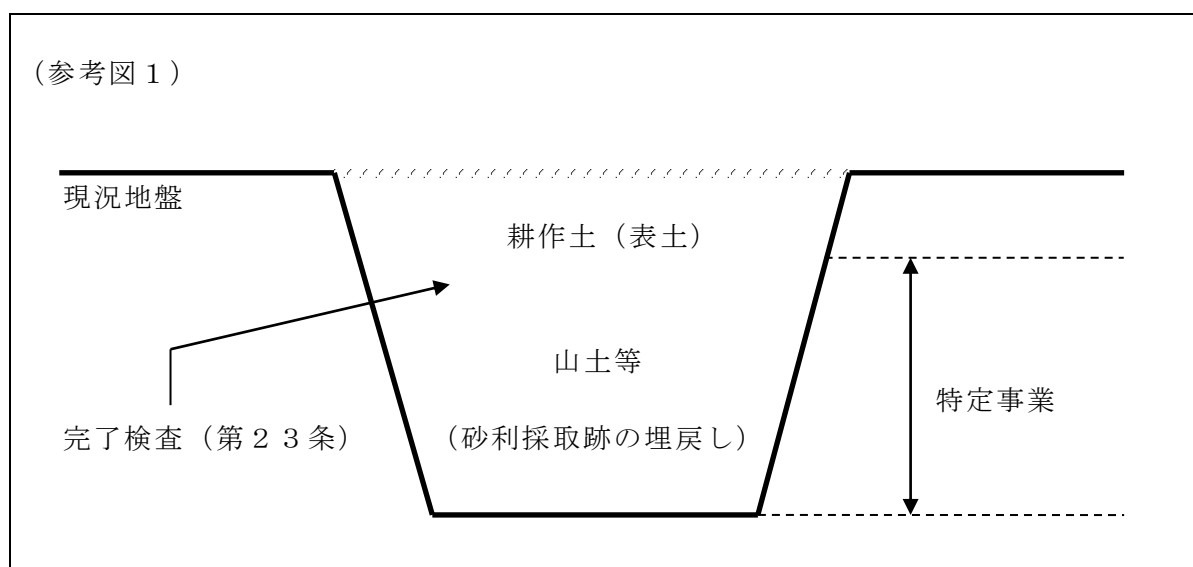
届出の区分	届出を要する場合
完了届	特定事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請どおりの構造として完成した場合
一部完了届	特定事業区域内の一部の埋立て等が完了した段階で、当該部分において条例第2条の【解説】2に掲げる舗装等を行う必要がある場合など、特定事業区域全体を一括して完了検査することが困難な場合。
廃止届	特定事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請どおりの構造として、完成しないまま、埋立て等を終了する場合。
休止届	特定事業区域の構造が当初若しくは変更後の許可申請どおりの構造として、完成しないまま、2か月以上にわたって埋立て等を休止する場合。 (再開の計画がないか、休止の期間が3年を超える場合については、廃止届の取り扱いとなる。)

2 完了時の解釈について

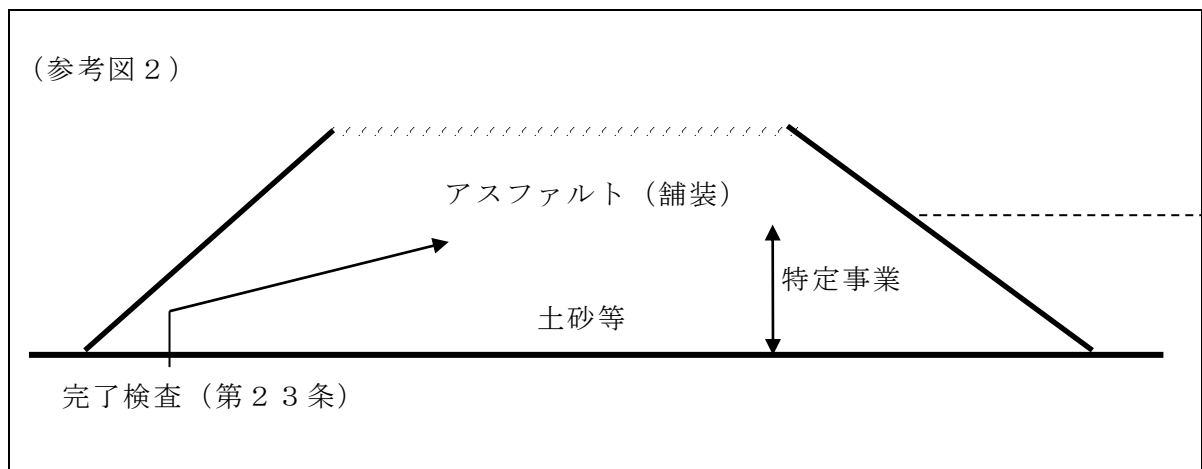
一般に、農地で砂利採取が行われる場合においては、採取後に農地を復元（原形復旧）するため、まず耕作土（表土）を重機等で剥離、移動し、採取場内でたい積する等して保管のうえ、砂利を採取し、その後、山土等により埋立て、転圧・整地後に、保管していた耕作土（表土）を覆土し、整地して農地を復元（原形復旧）するという工程が取られているところである。

これは、農地の耕作土（表土）が、耕作者が長年改良を加えてきた貴重な土壌で、営農上代替すべからざるものであることによる。

このような場合において、本条が規定する事業の「完了」とは、山土等による埋立て、転圧・整地後までとし、保管していた耕作土（表土）を覆土する前とする（参考図1）。



なお、店舗開発等で、土砂等による埋立て等を行った後、表面をアスファルト等で舗装する場合においては、本条が規定する事業の「完了」とは、土砂等による埋立て、転圧・整地後までとし、舗装を行う前とする（参考図 2）。



- 3 第 2 項は、特定事業の許可を受けた者に対し、特定事業の完了又は廃止時点に、自らの責任において環境基準に適合しない土砂等による埋立て等が行われていないことを確認するものである（休止のときは、完了時に検査）。

当該許可に係る特定事業が適正に完了等したことを確認する責務は、まずもって当該許可を受けた事業者が負うべきと考えられるため、本条において完了時、廃止時の土壌検査等の報告義務を事業者に課したものである。

なお、完了時、廃止時の土壌検査について、不適正な埋立て等が行われたと疑うに足りる理由がある場合には、施行中と同様、行政が立入検査で土壌検査を行うべきものと考え

- 4 第 2 項の規定による土壌検査は、規則第 2 項に掲げる方法により行われることとする。
- 5 土壌検査の結果を証するため、規則第 1 項の届出書（第 1 2 号様式、第 1 2 号様式の 2 又は第 1 3 号様式）に下記のものを添付することとする。
- ① 土壌検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真
 - ② 採取した試料ごとの検査試料採取調書
 - ③ 土壌分析（濃度）結果証明書
- 6 知事は、完了、廃止又は休止の届出があったときは、当該届出に係る特定事業が構造基準（第 2 項による届出があった場合は環境基準も含む）に適合しているかどうかについて確認し、その結果を届出者に通知しなければならない。（第 3 項）
- 7 上記 6 により、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。（第 4 項）
- 8 上記 6 により、特定事業による土壌の汚染のおそれがあると認められたとき又は土壌の汚染が確認されたときは、第 8 条（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）第 2 項又は第 3 項の規定による措置命令により対応するものである。
- 9 規則第 1 5 条第 3 項の「条例第 1 6 条第 2 項ただし書により土壌の汚染のおそれがないと知事が認めたとき」とは、特定事業の埋立て等が土砂及び条例第 1 6 条第 2 項ただし書の「土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合」の土砂等のみで行われた場合をいう。

(地位の承継)

第24条 第10条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業の全部を承継した法人（以下「譲受人等」という。）は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。ただし、譲受人等が第12条第1項第一号イからへまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継の届出)

規則第16条 条例第24条第2項の規定による届出は、特定事業承継届（別記第14号様式）を提出して行わなければならない。

【趣旨】

本条は、地位の承継について定めたものである。

【解説】

1 特定事業の許可を受けた者が特定事業の全部を譲り渡し、又は特定事業の許可を受けた者について相続・合併・分割があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者、又は相続人・合併後存続する法人・合併により設立した法人・分割により特定事業の全部を承継した法人は、特定事業の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継することとした。（第1項）

なお、第12条の許可の基準において、同条第1項第1号イからへまでのいずれかに該当しないことを許可の基準としており、地位の承継においても同様とする。

2 特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面（特定事業承継届）と住民票（法人にあっては登記事項証明書）を、提出することとした。

なお、許可制とした趣旨から、特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者の早期の把握が重要であることから、承継後遅滞なく届け出なければならないこととした。

3 許可に基づく地位の承継については、特に譲り渡しについて任意性が高いことから、知事の許可を要する等一定の歯止めをかけるべきとの考え方もあるが、原則として民間相互の合意に基づき行われることであり、過度の行政の介入は差し控えるべきとの考え方から、事後の届出をもって足りることとするものである。

(許可の取消し等)

第25条 知事は、第10条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

一 第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条又は第26条の規定による命令に違反したとき。

二 不正の手段により第10条又は第13条第1項の許可を受けたとき。

三 第12条第1項第一号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。

四 第13条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないでしたとき。

五 第14条の条件に違反したとき。

六 第15条から第20条まで又は第23条第2項の規定に違反したとき。

2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者は、速やかに、当該取消しに係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、許可の取消し等について定めたものである。

【解説】

1 特定事業の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて特定事業の停止を命ずることができることとした。(第1項)

(1) 第8条(環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等)第2項又は第3項、第21条(緊急時の措置命令)、第22条(無許可事業者に対する撤去命令等)及び第26条(完了、廃止若しくは休止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段(虚偽の届出など)により特定事業の許可、変更の許可を受けたとき。

(3) 第12条第1項第1号に該当するに至ったとき。

(4) 変更の許可を受けなければならない事項を変更の許可を受けないで変更したとき。

(5) 許可の条件に違反したとき。

(6) 第15条(特定事業の着手の届出)、第16条(土砂等の搬入の届出)、第17条(環境基準に適合しない土砂等の報告)、第18条(帳簿への記載)、第19条(関係書類等の閲覧)、第20条(標識の掲示等)、第23条第2項(完了時、廃止時の土壌検査の報告)の規定に違反したとき。

2 6か月以内の特定事業の停止を命ずることができることとしたのは、本条第1項各号に規定する事由に該当する場合であっても、事業者の自主的な改善が期待できる場合もあるので、許可の取消しに限定するのではなく、6か月以内の特定事業の停止規定を置いたものである。

なお、停止期間の設定については、具体的な個々の事案に応じ判断する必要があると考えられるが、均衡を失することのないよう慎重に判断するものとする。

3 第1項第1号は、変更無許可者の措置命令違反について規定しており、第4号は許可を受けないで変更したとき(変更無許可)について規定している。

変更無許可という点において両号が重複関係にあるため、第22条に係る内容は不要ではないかとの考え方もあるが、第1項では知事の取り得る措置として許可の取り消しのみならず6月以内の停止命令を規定しており、違法性の程度に応じて柔軟に対応する趣旨であることから、変更無許可のみの第4号と、変更無許可に止まらず措置命令にも違反した第22条に係る部分とでは違法性の程度が異なることを考慮したうえで、例えば、前者については6月以内の停止命令、後者については許可の取消し、といった措置を講ずることが考えられるため、それぞれ規定を設けている。

4 特定事業の許可の取消しを受けた者は、特定事業に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならないものである。(第2項)

(完了、廃止若しくは休止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第26条 知事は、第23条第4項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、当該完了、廃止若しくは休止又は取消しに係る特定事業区域の構造を構造基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【趣旨】

本条は、完了、廃止若しくは休止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令について定めたものである。

【解説】

- 1 完了、廃止又は休止に伴う義務（第23条第4項）、取消しに伴う義務（第25条第2項）の規定に違反した者に対し、特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができるものである。
- 2 この条項は、構造基準への適合にする規定であり、環境基準への適合に関しては、第8条（環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等）第2項又は第3項の規定により対応するものである。

(関係書類等の保存)

第27条 第10条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第23条第1項の規定による完了若しくは廃止の届出をした日又は第25条第1項の規定による取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し及び第18条の帳簿を保存しなければならない。

【趣旨】

本条は、関係書類等の保存について定めたものである。

【解説】

- 1 土壌の汚染については、その影響が顕在化するまでに長期間を要する場合もあるため、特定事業が終わった後も、特定事業を行った者の責任の所在等を明らかにしておく必要がある。
- 2 特定事業の許可を受けた者は、特定事業について完了の届出、廃止の届出をした日又は許可の取消しの通知を受けた日から5年間、特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写し並びに第18条に規定する帳簿（土砂等の埋立て等施行管理台帳）を保存しなければならないこととした。
- 3 保存期間を「5年間」としたのは、土砂等の埋立て等と偽って産業廃棄物を不法投棄する事案が見られたことから、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票の写しの保存期間（5年間）との均衡を図り、必要に応じ両者を突合等できるようにすることが効果的と考えるためである。

第5章 雑則

（報告の徴収）

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、当該埋立て等の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、報告の徴収について定めたものである。

【解説】

- 1 知事は、この条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者に対し、埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができることとする。
- 2 「埋立て等を行う者」が対象であり、その者の行う「埋立て等」が特定事業に当たるかどうか、その者が特定事業の許可を受けた者であるかどうかは問わない。
- 3 また、この条例の施行に必要な限度において報告をさせることができるとした趣旨に合致する限り、「埋立て等を行う者」には「埋立て等を完了した者」も含まれるものである。

（立入検査）

第29条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、埋立て等を行う者の事務所若しくは事業場又は埋立て等をしようとする場所若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（身分を示す証明書）

規則第17条 条例第29条第2項に規定する証明書は、身分証明書（別記第15号様式）とする。

【趣旨】

本条は、立入検査について定めたものである。

【解説】

- 1 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、埋立て等を行う者の事務所、事業場その他埋立て等をし、若しくは埋立て等をした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができることとした。
- 2 「埋立て等を行う者」については、第28条の【解説】2及び3を参照

（手数料）

第30条 第10条又は第13条第1項の許可を受けようとする者は、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成21年岐阜県条例第19号）の定めるところにより、手数料を納入しなければならない。

【趣旨】

本条は、手数料について定めたものである。

【解説】

特定事業の許可又は変更の許可を受けようとする者は、岐阜県手数料徴収条例に定めるところにより、手数料を納入しなければならないこととする。

条例第10条に規定する特定事業の許可手数料：4万9千円

条例第13条に規定する特定事業の変更許可手数料：2万9千円

（市町村条例との関係）

第 3 1 条 この条例の規定は、市町村が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

【趣旨】

本条は、市町村条例との関係について定めたものである。

【解説】

- 1 本条例は、県内一律の基準で土砂等の埋立て等の規制を行うというものである。
- 2 本条では、上記 1 を前提として、市町村が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない旨を規定した。
- 3 本条は、県条例と市町村条例との関係そのものについて定めたものであるが、これは、市町村条例が先行している場合、県条例が制定されることによって、先行する市町村条例よりも規制が強化されるなど、既存の市町村条例による法秩序を県条例が乱すこと、また、県条例の施行後に土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 3, 0 0 0 平方メートル未満の事業を許可制とする等の規制を内容とする市町村条例の制定が予想されることから、県条例と市町村条例との関係について種々疑義が生ずることも考えられたため、あらかじめ県条例と市町村条例との関係を明確にするものである。
- 4 本条は、本来市町村条例で規定できることを確認する規定（確認規定）ではあるが、市町村条例制定権を特に認める意味の規定（創造的規定）ではない。

（委任）

第 3 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例の施行に関し必要な事項を規則で定めたものである。

第6章 罰則

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第2項若しくは第3項、第21条、第22条、第25条第1項又は第26条の規定による命令に違反した者
- 二 第10条又は第13条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条又は第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第4項、第15条、第23条第1項又は第24条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第27条の規定に違反して、同条に規定する書類の写し又は帳簿を保存しなかった者
- 三 第28条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第29条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

第33条から第36条までは、罰則について定めたものである。

【解説】

- 1 県民の生活環境の保全に関する意識の高まりが顕著な今日、県民の財産である土壌の安全の確保は重要な課題である。産業廃棄物等による土壌の汚染、災害の発生の危険性は、県民に生活環境上の大きな不安を与えていることから、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供された場合における撤去命令違反や、許可を得ないで特定事業を行う違反等は悪質といえる。
- 2 刑罰の程度については、土壌汚染の未然防止対策に関連する法律（水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物処理法）並びに汚染土壌の回復等対策に関する法律（土壌汚染対策法）並びに他県条例との均衡等を考慮して定めたものである。
土壌汚染対策法と本条例が確保しようとする土壌環境基準が同一である点については特に留意し、本条例の最高刑を土壌汚染対策法の最高刑である1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とした。
- 3 罰則の概要は次のとおりである。
 - ① 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第33条）
 - (ア) 命令違反（第1項）
 - (a) 環境基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるとき等の措置命令（第8条第2項、第3項）違反
 - (b) 災害発生防止等に係る措置命令（第21条、第22条、第26条）違反
 - (c) 特定事業の許可を得た者に対する許可取り消し、事業停止命令（第25条第1項）違反
 - (イ) 無許可埋立て等（第2項）
特定事業の許可（第10条）、変更の許可等（第13条）の規定に違反して特定事業を行った者
 - ② 50万円以下の罰金（第34条）
 - (ア) 土砂等の搬入の届出の義務（第16条）違反

- (イ) 土壌検査の結果の届出の義務（第 23 条第 2 項）違反
- (ウ) 環境基準に適合しない土砂等の報告義務（第 17 条）違反
- ③ 30 万円以下の罰金（第 35 条）
 - (ア) 届出義務違反
 - (a) 軽微な変更の届出義務（第 13 条第 4 項）違反
 - (b) 特定事業の着手の届出義務（第 15 条）違反
 - (c) 特定事業の完了、廃止、休止の届出義務（第 23 条第 1 項）違反
 - (d) 許可に基づく地位の承継の届出義務（第 24 条第 2 項）違反
 - (イ) 関係書類等の保存義務（第 27 条）違反
 - (ウ) 報告義務（第 28 条）違反
 - (エ) 立入検査（第 29 条第 1 項）忌避等

「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」における公表の取扱いについて 別紙

平成 23 年 10 月 5 日 制定

平成 25 年 4 月 1 日 一部改正

平成 27 年 4 月 1 日 一部改正

平成 30 年 4 月 1 日 一部改正

1 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）における公表に関する規定（条例第 8 条第 3 項）

知事は、埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供されていることを確認したときは、速やかに、当該土砂等及び当該埋立て等が行われた場所の土壤に係る情報を公表するとともに、当該埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等に供された土砂等（当該土砂等により環境基準に適合しないこととなった土壤を含む。）の全部若しくは一部を撤去し、又は当該埋立て等による土壤の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 公表の目的

汚染された土砂等による埋立て及び当該事案に係る県の行政指導、行政処分等の権限行使の状況について情報を公開することにより、土壤汚染の拡大の防止、県民の生命、身体及び財産の安全の確保又は違法行為の拡大の防止及び悪徳業者による産業廃棄物の埋立ての抑止を図るとともに、地域住民の協力により行う監視等により、埋立て等による土壤汚染の未然防止の推進に資する。

3 公表の時期

条例第 17 条若しくは第 28 条に基づく報告又は条例第 23 条第 2 項若しくは第 29 条第 1 項に基づく検査により、埋め立てられている土砂等が環境基準に適合していないことが判明したときは、「4 公表の内容」に従い、判明した事実の範囲で速やかに公表するものとする。

ただし、公表することにより、捜査機関の捜査に支障をきたす恐れがあるとき、その他の公益上の支障が生じるときは、当該支障が生じる恐れがなくなったときに公表するものとする。

また、行政処分を行った場合は、被処分者が処分の内容を知り得る日以降に公表するものとする。

4 公表の内容

原則として、次に掲げる事案の区分に応じ、記載の各情報について、記載の各方法により公表する。

ただし、公表事項の範囲については、事案の性質（行為の悪質性の程度、汚染の規模及び程度）、地域住民の関心や行為者による改善の実施状況等を総合的に勘案し、個別の事案に即してその具体的な範囲を決定するものとする。

(1) 条例違反の事実が確認できない場合（報道発表及び県のホームページ掲載）

① 所在地

- ・埋立等の現場の所在地とする。

② 埋立て等に係る面積

- ・環境基準に適合しない土砂等が埋立て等がされている面積とする。

- ③ 環境基準に適合しない項目及びその値
- ④ 環境基準に適合しない土砂等の量
 - ・埋立等がされた環境基準に適合しない土砂等の量とする。
- ⑤ 周辺環境への影響

(2) 条例違反の事実が確認できた場合（報道発表及び県のホームページ掲載）

(1)の①から⑤までの情報の外、下記の情報

- ① 事案の概要及び現場写真
- ② 行為者の代表的な業種
- ③ 行政指導をしている場合はその概要
- ④ 埋立て等による土壌の汚染を防止するためにとる措置

(3) 条例に基づく行政処分又は告発を行った場合（報道発表及び県のホームページ掲載）

(1)の①から⑤までの情報の外、下記の情報

- ① 行為者の名称
 - ・行為者の名称は、行為者が法人の場合は法人名及び代表者名とし、個人の場合は個人名及び屋号とする。代表的な業種を併記するものとする。
- ② 事案の概要及び現場写真
- ③ 埋立等に使用した土砂等の採取元
- ④ 行政処分及び告発の内容、発令等の日付
- ⑤ 埋立て等による土壌の汚染を防止するためにとる措置

5 公表に係る手続

埋立てを行った者への事情聴取等の際に公表することを事前に告知するものとする。ただし、緊急を要する場合その他の告知することが出来ない場合については、この限りでない。

6 地図の掲載

県のホームページに掲載する場合は、埋立て等の位置をプロットして掲載する。

7 情報の更新

環境管理課は、県のホームページに掲載した事案について、毎月20日までに各県事務所及び岐阜地域環境室から当月15日現在の状況について報告（写真を含む）を受け、毎月末までに公表する。

公表後、改善が確認された場合には、県のホームページにその旨をしばらく掲載した後に削除する。